

令和4年 第1回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和4年 第1回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和4年1月20日(木)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和4年1月20日 午前9時30分				
	閉会	令和4年1月20日 午前10時30分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番19番	福岡 剛		席番1番	吉野 寅三	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野		事務局次長	中水	
	主幹兼農地係長	佐々木		主幹兼農地係長	竹之内	
	農地係長	圖師				
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	○	9	垣内 りえ子	—
2	竹田 憲男	○	10	立根 重信	—
3	今市 光則	—	11	道山 幸治	—
4	熊野 廉太郎	—	12	脇田 祐二	—
5	原田 純一	—	13	春田 豊美	○
6	田尾 昭三	—	14	中之内 瑞穂	—
7	坪田 則義	—	15	工藤 雅彦	—
8	池袋 良子	—	16	山下 直樹	—

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第5号 非農地証明願の承認について 議案第6号 農用地利用集積計画決定について 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和4年 第1回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番20番、福岡 剛委員と、席番1番、吉野委員を指名いたします。よろしくをお願いします。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。次に日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、隈元委員の報告を2件、一緒をお願いします。</p>
委員	隈元	<p>12月の総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告いたします。資料は4ページの番号1です。所在地・地目等は資料のとおりですが場所は、県道塗木・大隅線沿いに津曲精米がありますが、そこから50m先の市道大野・稲ヶ迫線に入り850m進み右折して250m入ったところです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番〇にお住まいの〇〇さんで、親子3人で生産牛26頭を飼育され、農機具はトラクター2台・ダンプ1台・軽トラ2台を保有されています。〇〇さん宅の隣と道路反対側です。あっせん価格は、畑2筆3,177㎡で10アールあたり300,000円総額950,000円でした。あっせん委員は、池袋委員と隈元でした。</p> <p>次に、〇〇さんの分です。議案書4ページの資料2番です。所在地・地目等は資料のとおりですが、場所は、県道塗木・大隅線沿いに津曲精米がありますが、そこから50m先を市道大野・稲ヶ迫線に入り2km先を右折し200m行った右側です。譲受者は、松山町尾野見〇〇番地〇の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。農機具は、トラクター4台・田植え機2台・コンバイン1台・自動車3台を保有されております。〇〇からは車で1分のところにあります。あっせん価格は、畑3,816㎡10アールあたり300,000円総額1,100,000円でした。あっせん委員は、池袋委員と隈元でした。もう1筆古渡1161番2畑1,204㎡がありますが、これは〇〇に相談しましたが断られ今引き続きあっせん活動をしていきます。以上報告を終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、柳井委員の報告をお願いします。
委員	柳井	<p>10月の総会で依頼がありましたあっせんが成立しましたので報告します。議案書4ページの成立資料番号3番です。所在地・地目等は資料のとおりで</p>

		<p>すが、場所は、市役所より県道3号を西に7km串間方向に向かい小岩屋自動車の先を左折し200m先をまた左折したところに4筆あり、譲受人自宅近くに5筆あります。譲受者は、志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで主に畜産業を営んでおられます。〇〇さんは認定農家であります。農機具は、大型トラクター5台・トラックダンプなど10台・タイヤショベル5台・畜産牛650頭を所有されています。〇〇さん宅から車で5分の距離にあります。あっせん価格は9筆で畑19,633㎡10アールあたり118,089円でした総額2,307,700円でした。あっせん委員は道山委員と私柳井でした。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、福岡裕幸委員の報告を2件、一緒にお願ひします。</p>
委員	福岡裕幸	<p>まずは、公益財団法人〇〇の分ですが、まだ成立しておりませんので引き続き活動継続してきたいと思ひます。続きまして、〇〇さんの分ですが、価格等の折り合いがつき来月には報告できると思ひます。以上報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、立迫委員の報告を、お願ひします。</p>
委員	立迫	<p>12月の総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが、1月12日に成立しましたが、締め切りに間に合いませんでしたので2月の総会で報告させていただきます。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、吉野委員の報告を、お願ひします。</p>
委員	吉野	<p>12月の総会で依頼のありました〇〇さんの分でございますが、畑は買い手が決まったところですが、田んぼの方ですが、買い手がタダでも要らないということになりまして急遽見つけたところでございます。一応目処がついたところでございますが、成立の報告は来月行いたいと思ひます。竹田さんと二人の活動でございます。以上報告を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、脇田 廣昭委員の報告を、お願ひします。</p>
委員	脇田廣昭	<p>ただいま、〇〇さんの分をあっせん活動しております。工藤委員と頑張っておりますが目処が立たずに現在に至っております。引き続き頑張る活動を行っていきたくと思ひます。以上です。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について、報告します。</p> <p>12月17日、令和3年度志布志市農業者年金受給者会グラウンドゴルフ大会に出席しました。</p>

	<p>次に、日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、11件の申請でございます。まずは、6ページ、番号1番を審議いたします。番号1番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。〇〇さんの、入室を許可いたします。</p>
<p>会場</p>	<p>(〇〇さん 入室)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
<p>農地係長 竹之内</p>	<p>それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の番号1番について説明申しあげます。議案書は、6ページです。まず、譲渡人は、志布志市志布志町安楽にお住まいの〇〇さん84歳で、譲受人は、曾於郡大崎町菱田にお住まいの〇〇さん51歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が2筆で4,044㎡です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないことから、本日ご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、平城公民館から市道東吉村・平城線を西へ600m進み左折し、市道平城線に入り同市道を100m進み交差点を直進し農道に入り、同農道を160m進んだ左手に1筆、農道を挟んで南側にもう1筆あります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございますが、申請地には、甘藷を作付けするとの事であります。申請事由は、譲渡人につきましては、相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。以上で、番号1番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>委員 井久保</p>	<p>まず、菱田にお住まいということですが、今回の畑までどれぐらいかかりますか。</p>
<p>要請者</p>	<p>自宅から車でかかっても10分から15分くらいです。</p>
<p>委員 井久保</p>	<p>10分から15分間くらいとのことですがトラクターとか移動されると思うんですけど牽引とかされるのですか。</p>
<p>要請者</p>	<p>大型特殊を持っておりますので、トラクターで移動します。</p>

委員	井久保	もう一点ですが、志布志市には初めて農地を所有されるのですか。
要請者		いえ、志布志に農地を保有しております。今回の農地の下の方も父より相続しましたのでたぶん名義が変更になってると思います。
議長	萩迫	他にございませんか
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、ここで、要請者の〇〇さんは、退席を お願い します。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場		(〇〇さん 退席)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号2番を審議いたします。番号2番は、吉野委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第31条の規定により、ここで吉野委員には、退席を お願い します。
会場		(吉野委員 退席)
議長	萩迫	それでは、神宮司委員の説明をお願いします。
委員	神宮司	<p>会長より依頼のありました番号2を報告いたします。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 82歳です。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役 〇〇さん 70歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、安楽小学校から南へ200m進み右折約2km先平城橋を渡りすぐに左へ道なりに200 m 進んだ左側に2筆4108番1と4104番1があります。あとの1筆は平城橋からそのまま西へ600mほど進んだ左側に志風製茶が ございます。その先50m先左側にもう1筆の5893番4があります。株式会社〇〇からこれも500m以内のところにあります。株式会社〇〇は、農地所有適格法人で代表者と家族3名で水稻・お茶を栽培しており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。またトラクター1台・耕運機4台・田植え機1台・コンバイン1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしく お願い いたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見 ございませんか。

会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。
会場		(吉野委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号3番を審議いたします。番号3番は、福岡 剛委員に関係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第31条の規定により、ここで福岡 剛委員には、退席をお願いします。
会場		(福岡 剛委員 退席)
議長	萩迫	それでは、神宮司委員の説明をお願いします。
委員	神宮司	会長より依頼のありました番号3を報告いたします。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん 81歳です。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 67歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、安楽小学校から南西1kmのところ松崎農機があります。松崎農機から西へ1km進んだところに三郎丸の田園地帯が広がります。直進して一番奥の突端にあります。グリーンロード沿いにサンケイ工業がありますが、そのサンケイ工業の真正面に位置します。譲受人宅から5分以内のところにあります。〇〇さんは、水稲農家で水稲を専門として栽培しており、申請地にも水稲を作付けする予定のことです。またトラクター2台・耕運機1台・自走式田植機1台・コンバイン1台・軽トラック2台・乾燥機3台を保有されております。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで福岡 剛委員の入室を許可します。
会場		(福岡 剛委員 入室)

議長	萩迫	次に、7ページ、番号4番を審議いたします。番号4番は、神宮司委員に 関係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第 31 条の 規定によ り、ここで神宮司委員には、退席をお願いします。
会場		(神宮司委員 退席)
議長	萩迫	それでは、吉野委員の説明をお願いします。
委員	吉野	会長より依頼のありました番号4を報告いたします。譲渡人は、鹿児島市 東谷山〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さん 76 歳です。譲受人は、志布 志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地の所在・地 目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所ですが、大 迫橋から県道を西の方へ行きますと上門集落に岩田精米がございます。その 手前の三叉路を南の山宮神社の方向へ曲がって、すぐ右手の三叉路から 70 mぐらいの右手の場所になります。譲受人宅からは2km 5分以内の所にあ ります。〇〇さんは、夫婦で蕎麦を主に栽培してしており、ここも蕎麦を作 付けするとのこと。トラック1台・耕運機1台を保有されてます。ここ は無償譲渡となっておりますが、この土地は、以前買われて5条にて息子の 家を建てるので、その残地となるという事でありまして無償という形になっ ております。
		以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適 格者と思われ。また、周囲の状況からも支障はないと思われ。ご審 議方よろしくお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで神宮司委員の入室を許可します。
会場		(神宮司委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号5番を審議いたします。立山委員の説明をお願いします。
委員	立山	会長より依頼のありました番号5を報告いたします。譲渡人は、有明町山 重清水自治会にお住まいの〇〇さん 72 歳です。譲受人は、同じく有明町山 重清水自治会にお住まいの〇〇さん 50 歳です。申請地の所在・地目・面積 等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所ですが、国道 269 号

		<p>線沿いの山重小学校前正門を大崎野方方面へ 100m行き、山重郵便局があります。その前の農道を東へ 200m行った右手の畑になります。本人宅からは約 300mのところにあります。〇〇さんは認定農業者で両親と 3人で肉用牛 35頭・子牛 26頭を飼育されております。申請地は現在も〇〇さんから借り受けて牧草を作付けされておりました。これからも牧草を作っていくということです。所有している農機具は、タイヤショベル 1台・軽トラ・ダンプ 1台・トラクター 6台・牧草収穫機一式を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 6 番を審議いたします。脇田 廣昭委員の説明をお願いします。
委員	脇田廣昭	<p>会長より依頼のありました番号 6 を報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 61 歳です。譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 66 歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、道の駅まつやまより県道 109 号線を都城方面へ 2 kmほど進み、市道豊留・宮田上線に入り 200mほど先を左折し、市道上豊留・牧原線を 300m先を左折し 300 m程進んで下り切ったところでございます。譲受人宅からは車で 5 分のところでございます。〇〇さんは、認定農業者であり奥様と息子さんの 3 人でお茶畑 4.6 ヘクタールと水稻 1.7 ヘクタールを主に栽培しており、申請地にも水稻を作付けする予定のことでございます。また、茶摘採機 1 台・コンバイン 1 台・田植え機 1 台・トラクター 1 台・ダンプ 4 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、8 ページ、番号7 番を審議いたします。番号 7 番と9 ページ、番号8 番は、譲受人が同一のため、一緒に説明を受けたい と思いますが、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。それでは、福岡 裕幸委員の説明を2 件いっしょに お願いします。
委員	福岡裕幸	<p>会長より依頼のありました番号7 と8 を報告いたします。まずは、番号7 の譲渡人は、松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松 山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。親子間の贈与受贈になりま す。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申 請地の場所は、県道101 号線の心光寺前のある交差点を泰野郵便局方向へ約 900mほど道なりに進み、構造改善の記念碑がある交差点を左折し75mほど 進んで右折230m ほど進んだ養鶏場の裏手より右折し山まで進んだところ を中心に左右に3627 番2 から3668 番1 までの7 筆が6 枚の畑で接していま す。3961 番の畑については、先ほどの郵便局より記念碑を直進し190m進ん だ交差点にみどりの風という小規模多機能介護施設がありますが、それを右 手に2 番目奥の畑です。</p> <p>次に番号8 の譲渡人は、鹿児島市西谷山〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇 〇さんです。譲受人は、番号7 と同じく〇〇さんです。いところになります。 申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。 申請地の場所は3961 番の畑のみどりの風小規模多機能介護施設の手前の畑 と道路を挟んだ左手の2 筆です。譲受人宅から200mのところでありませ う。〇〇さんは、1 人で甘藷・シキミを栽培しており、申請地にも甘藷・シキミ を作付けするとのこと。また、トラクター2 台・芋掘取り機など甘藷収 穫一式を所有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3 条第2 項各号には該当しないため3 条の適 格者と思われませう。また、周囲の状況からも支障はないと思われませう。ご審 議方よろしくお願いいたします。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。まずは、番号7番につきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号8番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号9番を審議いたします。隈元委員の説明をお願いします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号9を報告いたします。譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さん 88歳です。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 73歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いにある宮下公民館があります。そこから100m先を左折し30m行くと上中村ふれあい集会室があり、そこから左へ300m行ったところですが、譲受人宅からは、川を挟んで向かい側のところにあります。車では2分の所です。〇〇さんは、夫婦で水稲 40アール・甘藷 300アールを栽培しており、申請地には水稲を作付けする予定とのことでした。また、トラクター2台・ダンプ1台を保有しています。この場所は、中山間事業で土地改良しまして現在1枚畑になっており1,432㎡になっていますが、諸事情により換地がまだなされていないところですが、所有権移転には問題ないとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 10 番を審議いたします。橋口委員の説明をお願いします。
委員	橋口	<p>会長より依頼のありました番号 10 を報告いたします。譲渡人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道柿木・志布志線を松山方面へ行きますと遠迫商店がございませぬ。その手前の交差点を右折して 120 m 行ったところの十文字を左折して 620m 進み右折して 60m 行ったところにあります。譲受人宅からは車で約 10 分のところにあります。〇〇さんは、甘藷を主に栽培しており、申請地に甘藷を作付けする予定です。また、農機具はトラクター 5 台・芋取り機 2 台・つるきり機 2 台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われませぬ。また、周囲の状況からも支障はないと思われませぬ。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、10 ページ、番号 11 番を審議いたします。隈元委員の説明をお願いします。
委員	隈元	<p>会長より依頼のありました番号 11 を報告いたします。譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さん 81 歳です。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 40 歳です。申請地の所在・地目・面積等は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道塗木・大隅線沿いに津曲精米がありますが、そこから 50m 先を市道大野・稲ヶ迫線に入り 2.2 km 行ったところでは、先月あっせんで購入された畑の隣の畑で、ついでに隣も欲しいということでした。譲受人宅からは 5 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり両親夫婦で生産牛 104 頭</p>

		<p>を飼育されております。本人も人工授精士をされております。申請地には、飼料を作付けする予定とのことでした。また、トラクター3台・飼料の作付けに必要な機械は全て保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に日程第5、議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。まずは、12 ページ、番号1番を 審議いたします。現地を調査された、隈元委員の 報告をお願いします。
委員	隈元	<p>議案第2号番号1について報告します。資料は5ページから8ページです。調査日は1月6日 調査員は、脇田委員と谷宮委員と私隈元です。申請人は、志布志市志布志町志布志〇丁目〇〇番〇号の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人と行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲の状況については、それぞれ議案書・総会資料の通りです。場所は、国道220号線を夏井方面へ進み紫雲園入口手前を左折し、市道外之牧2号線を北へ400m先を右折し消防陣岳分団詰所へ300m進んだ右側です。除外の目的は寄宿舍です。8ページをご覧ください。2階建てになっております。現在実習生が15名程度で3ヶ所に分散して住まわれていますが将来50名程度に増員するためです。排水は、パイプを引いて道路沿いの側溝に流すとのことでした。その他としましては、入居後は管理人を置くと話されておりました。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は、集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの</p>

議長	萩迫	意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。報告を終わります。
		はい、ご苦勞さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号2番を 審議いたします。番号2番は、吉野委員に關係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第31条の規定により、ここで吉野委員には、退席をお願ひします。
会場		(吉野委員 退席)
議長	萩迫	現地を調査された、脇田 廣昭委員の 報告をお願ひします。
委員	脇田廣昭	<p>それでは、議案第2号番号2番について報告いたします。調査日は1月6日 調査員は、隈元委員と谷宮委員と私脇田でございます。事務局より2名の同行それと農政課より1名の同行がございました。譲渡人は、鹿屋市今坂町〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は本人の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲の状況については、それぞれ議案書・総会資料の通りです。総会資料は9ページから11ページでございますのでよろしくお願ひします。場所は、県道志布志・福山線を有明方面へ進み大迫橋の先を左折し、県道志布志・有明線を市役所有明支所側に進み市道吉村・平城線に入りおおよそ1.7km進んだ左側に位置します。用途区分変更の目的は、その他で農業用倉庫・車庫・駐車場・道路でございます。申請地には米の乾燥機・糶摺り機等を導入し経営の安定を図るとのこととございました。また、従業員の駐車場のスペースがないためその駐車場の確保ということでございます。被害防除計画では、盛土・土留め工事側溝30cmのトラフを入れ防護柵を設け周辺の農地に支障のないように対策を講じるということでございます。申請地の農地区分は、農用地区域農地であり農用地利用計画書で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、用途区分の変更及び農地の転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。以上です。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。
会場		(吉野委員 入室)
議長	萩迫	次に、番号3番を 審議いたします。現地を調査された、谷宮委員の 報告をお願いします。
委員	谷宮	<p>会長より依頼のありました議案第2号番号3番について報告いたします。調査日は1月6日でした。調査員は、隈元委員・脇田 廣昭委員と私谷宮です。事務局から2名・農政畜産課から1名の同行がありました。総会資料は12ページから14ページをご覧いただきたいと思います。申請人は、志布志市松山町新橋〇〇番地にお住まいの〇〇でした。立会人は、申請人の夫〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲の状況についてはそれぞれ議案書・総会資料の通りでございます。場所につきましては、市役所松山支所の北東に位置します。ここ松山支所から県道塗木・大隅線を泰野方面へ進み半下石建設手前を左折して2.4kmほど進んだ先で大谷自治会方面へ1.5kmほど進んだ先を左折し65mほど進んだ左手奥に位置するところでございます。転用目的は山林です。周辺の状況は、東側は畑・南側は公衆用道路・北側と西側が山林です。申請地は、山林に囲まれていて特に南側の公衆用道路沿いにあります山林により農地への日当たりが悪く作物の生産性は低いと考えられました。また、有害鳥獣のイノシシの被害等もあり今、現在は荒廃した農地になっております。許可後は、クヌギの植林を計画しているとのことでしたので、植林においては、周辺の農地に日陰などにならないように十分な間隔を空けて植林をするように指導したところでした。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地区域から除外しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。報告を終わります。</p>

議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号4番を 審議いたします。現地を調査された、隈元委員の 報告をお願いします。
委員	隈元	<p>議案第2号番号4について報告します。資料は、15ページから17ページです。調査日は1月6日でした。調査員は、脇田委員・谷宮委員と私隈元です。申請人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人と行政書士の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲の状況については、それぞれ議案書・総会資料の通りです。場所は、県道塗木・大隅線沿いに津曲精米がありますが、そこから50m先を市道大野・稲ヶ迫線に入り600m先を右折し400m行ったところの右側奥です。用途区分変更の目的は、農業用車庫・スロープ・堆肥舎です。大型トラクター・ローラップ一体型の機械導入により、既存の車庫には収まらなくなってきたとのことです。排水は用悪水路を利用するとのことでした。申請地の農地区分は農用区域農地ではありますが、農用区域農地に入ったまま農地転用するものです。よって農地区分は、農用区域内農地であり、農用区域農地の農地転用を原則不許可です。許可できる場合は、農用地利用計画書で指定された用途に供する場合は、転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出す

		<p>ることに決定をいたしました。</p> <p>次に日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。それでは、14 ページ、番号1番を審議いたします。番号1番は、先ほど議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号4番で審議されましたところの4条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定をいたしました。次に日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。それでは、16 ページ、番号1番を審議いたします。番号1番は、吉野委員に關係が ございますので、農業委員会等に関する法律 第31条の規定により、ここで吉野委員には、退席をお願いします。
会場		(吉野委員 退席)
議長	萩迫	番号1番は、先ほど議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号2番で審議されましたところの5条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで吉野委員の入室を許可します。
会場		(吉野委員 入室)
議長	萩迫	よって、日程第7、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 <p>次に、日程第8、議案第5号、非農地証明願の承認についてを議題とします。まずは、18 ページ、番号1番を審議いたします。現地を調査された、福岡 剛委員の説明をお願いします。</p>

委員	福岡 剛	<p>議案第5号番号1番について報告いたします。総会資料は18ページです。調査日は1月6日 調査員は、山迫委員・春田委員と私福岡です。申請人は、志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇です。立会人は、奥様の〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲の状況についてはそれぞれ議案書・総会資料の通りです。場所は、志布志町森山小学校から市道森山・出水線を出水方向へ700m進んで右折し、農道を350m進み左折しさらに約250m進んだ右手に位置します。申請地は、山林に囲まれ全体的にクヌギが生育しています。〇〇さんに確認したところ、平成24年6月に相続する以前から山林化し現在に至っているとのことでした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号2番を審議いたします。現地を調査された、春田委員の説明をお願いします。
委員	春田	<p>議案第5号番号2番について報告いたします。総会資料は18ページです。調査日は1月6日 調査員は、山迫委員・福岡委員と私です。申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇です。立会人は、〇〇さんでした。申請地の所在・地目・面積・周囲の状況についてはそれぞれ議案書・総会資料の通りです。場所は、蓬原中野公民館から農道を右手側に450m進み左折し、農道を900m進み右折し水路沿いを110m進んだ右手に位置します。立会人から聞き取ったことや周辺の状況は、令和2年の豪雨災害でシラスや雑木など大量に流れ込み耕すことができない状況でした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

会場	委員	か。
議長	萩迫	(会場 なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第5号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。
事務局次長	中水	次に、日程第9、議案第6号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
		議案第6号 農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書20ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公告日は、令和4年1月31日で、田が2,613㎡、畑が25,874㎡の合計28,487㎡となっております。所有権を移転する者は4人で、所有権の移転を受ける者は、法人2、個人2の計4人となっております。全て売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書21ページ、22ページに掲載してございますので、お目通しください。
		以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の移転について、これより審議にはいります。まずは、21ページ、番号1番から、22ページ、番号5番までと、20ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権及び転貸について事務局の説明を求めます。
農地係長	佐々木	議案第6号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、23ページから81ページとなっております。まずは、議案書23ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和4年1月31日で、始期は令和4年2月1日となりま

		<p>す。設定期間が、2か月から30年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が31,198㎡、畑が550,088㎡で、樹園地が161,969㎡で、合計しますと74万3,255㎡となり、うち更新分は3万3,271㎡となっております。利用権の設定をする者の数が128名で、利用権の設定を受けようとする者の数が53名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より75名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、24ページから77ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書78ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和4年1月31日で、始期が令和4年2月1日であります。設定期間は、10年と15年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。地目別の内訳は、田が2,747㎡、畑が11,743㎡、樹園地が11,285㎡で、合計しますと25,775㎡となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は5名であります。詳細につきましては、79ページから81ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第6号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。まず、24ページ、番号1番から、25ページ、番号6番までを審議いたします。番号1番から番号6番までは、柳井委員に関係がございましたので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、ここで柳井委員には退席をお願いします。</p>
会場		(柳井委員 退席)
議長	萩迫	これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで柳井委員の入室を許可します。
会場		(柳井委員 入室)
議長	萩迫	続きまして、26ページ番号7番から、77ページ、番号135番までと、23

		ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。79 ページ番号 1 番から、81 ページ番号 7 番までと 78 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって、日程第 9、議案第 6 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第 10、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局次長	中水	議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、説明します。
		議案書 83 ページをお開きください。番号 1 の申出者は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、同住所にお住まいの〇〇さんを代理人とした売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、山下 昭一委員、池袋委員と記載しておりますが、池袋委員を隈元委員に訂正願います。よって、番号 1 番に係るあっせん委員につきましては、山下 昭一委員、隈元委員の指名をご提案いたします。
		次に、番号 2 の申出者は、曾於市末吉町二之方〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。
		あっせん委員につきましては、宮脇 勇委員、原田委員の指名をご提案い

<p>議長 萩迫</p>	<p>たします。以上で、説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(会場 異議なし)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 10、議案第 7 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>